



各位

会 社 名 三 信 電 気 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長兼COO 鈴木 俊郎 (コード番号:8150 東証第一部) 問合せ先 取締役 御園 明雄 (TEL 03-3453-5111)

社外取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成28年6月開催予定の当社第65期定時株主総会において、その選任を付議する社外取締役候補者を指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、平成28年3月16日開催の取締役会において決定いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 社外取締役の選任の目的

取締役の職務執行に対する監督機能の強化および経営の透明性の向上により、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため。

2. 新任社外取締役候補者

(1) 候補者の氏名および略歴

氏 名		略 歴
為 新 健 (昭和 24 年 8 月 16 日生)	昭和 47 年 4月	住友ベークライト株式会社 入社
	平成 12 年 6月	同社取締役
	平成 15 年 8月	同社ベルギー、スペイン、オランダ法人責任者
	平成 18 年 6月	同社取締役・常務執行役員
	平成 21 年 6月	同社取締役・専務執行役員
	平成 22 年 6月	同社常勤監査役
	平成 27 年 6月	同社顧問(現任)
西野實 (昭和 25 年 8 月 16 日生)	昭和 49 年 4月	株式会社大和銀行 入行
	平成 15 年 6月	株式会社りそなホールディングス 執行役
	平成 15 年 11 月	株式会社長谷エコーポレーション 参与
	平成 16 年 6月	同社取締役
	平成 17 年 4月	同社取締役常務執行役員
	平成 19 年 6月	同社代表取締役常務執行役員
	平成 22 年 4月	同社代表取締役専務執行役員
	平成 27 年 6月	同社顧問(現任)

氏 名		略歷
	昭和 49 年 4月	パイオニア株式会社 入社
	平成 10 年 4月	Pioneer High Fidelity Taiwan Co.,Ltd. 社長
	平成 16 年 12 月	Pioneer Electronics Asiacentre Pte. Ltd. 社長
竹竹竹	平成 18 年 6月	同社執行役員
(昭和 25 年 10 月 23 日生)	平成 20 年 10 月	同社常務執行役員
	平成 21 年 6月	同社常務取締役
	平成 24 年 6月	同社上席常務執行役員
	平成 25 年 6月	同社顧問(平成27年6月 退任)

(2) 選任の理由

上記3氏はいずれも上場会社の取締役として経営に関与された経験が豊富であることから、当社の経営全般に対し幅広い助言が期待されるほか、以下の理由により選任をお願いするものであります。また、3 氏は当社が社外取締役および社外監査役に求める独立性基準(注1)を満たしております。

- ・竹内立男氏は、エレクトロニクスメーカーにおいて、欧州や米国、アジアなど海外での販売業務に従事され、現地法人の社長の経験も有することから、特に当社グループの海外事業の成長戦略に対する助言が期待されます。
- ・内村健氏は、海外現地法人の責任者として、M&Aや子会社再編、海外機関投資家向けIRに携わった 経験や、監査役としての経験を有することから、海外事業の成長戦略やコーポレートガバナンス体制の 整備に対する全般的な助言が期待されます。
- ・西野實氏は、銀行における豊富な勤務経験を有するほか、建設会社において経営企画の中心的役割を担った経験を有することから、特にファイナンス面での有効な助言が期待されます。

3. 退任予定社外取締役

なかがわ しゅんいち

(注1) 当社が社外取締役および社外監査役に求める独立性基準

当社は、適正なガバナンスに必要な客観性と透明性を確保するためには、社外取締役および社外監査役 (以下、「社外役員」という)が独立性を有することが必要であると考えており、以下の独立性基準を満た さない場合は、社外役員として選任しない方針です。

- 1. 当社およびその子会社(以下、「当社グループ」という)の役員(※1)および使用人ではなく、また過去においてもなったことがないこと。
- 2. 過去5年間において、以下のいずれに該当していないこと。
 - a) 当社グループの主要な取引先(※2) となる企業等、あるいは当社グループを主要な取引先とする 企業等の業務執行者(※3)
 - b) 当社グループの主要な借入先(※4) の業務執行者
 - c) 当社の主要株主(※5) である者(法人や組合等団体の場合はその所属員)
 - d) 当社グループが主要株主(※5) である企業等の業務執行者
 - e) 当社グループから多額(※6) の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、 弁護士、司法書士、弁理士等の専門家(法人や組合等団体の場合はその所属員)
 - f) 当社グループから多額(※6) の金銭その他の財産による寄付を受けている者(法人や組合等団体の場合はその所属員)
 - g) 当社グループとの間で、役員等が相互就任の関係にある企業等の役員および使用人
- 3. 配偶者または三親等以内の近親者が上記1および2の各号に該当しないこと。
- 4. その他、当社グループと利益相反関係が生じる特段の事由が存在すると認めらないこと。
 - ※1:「役員」とは、取締役、執行役、監査役、その他の役員等をいう。
 - ※2:「主要な取引先」とは、過去5年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの業務・取引の対価の支払額または受取額が、取引先の連結売上高の2%以上または当社グループの連結売上高の2%以上である企業等をいう。
 - ※3:業務執行者とは会社法施行規則第2条3項6号で掲げる者をいう。
 - ※4:「主要な借入先」とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、過去5年間のいずれかの会計年度末の借入残高が、当社グループの当該会計年度末の連結総資産の額の2%を超える金融機関をいう。
 - ※5:「主要株主」とは、総議決権の10%以上を直接または間接的に保有する株主をいう。
 - ※6:「多額」とは、過去5年間のいずれかの会計年度において、専門的サービスの報酬もしくは業務・ 取引の対価等の場合は役員報酬以外に1千万円またはその者の売上高もしくは総収入金額の2% のいずれか高い方を超えることをいう。寄付の場合は1千万円またはその者の売上高もしくは総 収入金額の2%のいずれか高い方を超えることをいう。

以上